

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 26 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

児童生徒等の宗教に関する相談対応についての研修会
の開催について（依頼）

標記の研修会を別添のとおり開催いたします。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（本件連絡先）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話：03（5253）4111（内線 3299）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp

児童生徒等の宗教に関する相談対応についての研修会 開催要項

1 趣旨

児童生徒等の宗教に関する相談への対応については、児童生徒からの相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見・早期支援・対応等に努めることや、事案があった際には、学校内の関係者がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと共に教育相談に取り組み、適切に対応を行うことが重要である。

また、本年1月の「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」において、元信者や宗教2世等（以下、「元信者等」という。）の方々に研修講師になっていただくなど、元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化策を講じることが示されたところである。

これらを踏まえ、教育委員会・学校の教育相談担当者等が、文部科学省を含む関係省庁からの行政説明や元信者等の体験談等を聴くことで、被害者等の心情等の理解を深め、相談対応の向上の図ることを目的とする。

2 開催日程

令和6年8月26日（月）～令和6年8月30日（金）

3 開催方法

動画配信

※上記日程にて動画配信を行う。

※研修動画の閲覧方法等に関する連絡は、後日電子メールにて行う。

4 研修対象者

- (1) 各学校の教育相談担当者
- (2) 今年度各都道府県・市区町村教育委員会に雇用されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- (3) 各都道府県・市区町村教育委員会の教育相談担当者

5 議事（案）※議事は現時点の案であり、今後変更がありうる。

○ 行政説明

- ・教育相談体制の充実について（文部科学省）
- ・保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待について（こども家庭庁）
- ・こども・若者の救済に係る教育関係者等と連携した取組（法務省）

○ 発表

- ・児童生徒等の宗教に関する相談対応の在り方について【カウンセリング編】
- ・児童生徒等の宗教に関する相談対応の在り方について【元信者等編】

6 その他

- 研修の実施方法については、基本的に各学校の教育相談担当者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による個別の視聴を想定しているが、各自治体において、本研修動画を活用した研修会を実施することは妨げない。
- 研修受講者等においては、講師のプライバシーに十分配慮されたい。